

# 入札のご案内（上浮穴郡久万高原町河の子 157 番外4筆所在県有地）

## 1 入札物件

所在地	土地		予定価格
	地目	地積	
上浮穴郡久万高原町河の子 157 番	畑	608 m <sup>2</sup>	115,995 円
上浮穴郡久万高原町河の子 158 番	雑種地	90 m <sup>2</sup>	
上浮穴郡久万高原町河の子 159 番	山林	300 m <sup>2</sup>	
上浮穴郡久万高原町河の子 160 番	畑	394 m <sup>2</sup>	
上浮穴郡久万高原町河の子 161 番	畑	602 m <sup>2</sup>	

## 2 都市計画上の制限等

第2種農地

## 3 現地説明会

日時 令和2年9月3日（木）午前11時30分（雨天中止）

## 4 入札参加申込書

入札に参加を希望される方は、あらかじめ入札参加申込書を提出（必須）してください。

（1）提出期限 令和2年10月8日（木）午後5時15分（必着）

（2）提出場所 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県農林水産部森林局森林整備課公益林整備グループ

※住民票（法人の場合は法人登記事項証明書及び役員等一覧表）を添付してください。

また、住民票添付の際は、個人番号（マイナンバー）の記載のないものをお願いします。

※印鑑登録証明書（公告日以降に発行されたもの）を添付してください。

※誓約書を添付してください。

## 5 入札日時、場所

（1）日時 令和2年11月5日（木）午前11時（受付は午前10時30分開始）

（2）場所 上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地280番地38

愛媛県農林水産研究所林業研究センター本館2階会議室

## 6 入札日の持参品

○本人が入札に参加する場合

（1）入札保証金〔入札金額の5%以上の現金又は小切手(令和2年10月29日以降に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払い保証をしたものに限ります。振出人が入札参加者の小切手は、取扱不可ですので、ご留意願います。)]

(2) 印鑑（印鑑登録されているものに限る）

(3) 収入印紙（200 円）

（入札保証金を返還する際、保管金受領書に貼付するものです。なお、個人が非営業用で入札に参加する場合は不要です。）

(4) 筆記用具（黒又は青のボールペン又は万年筆）

○代理人が入札に参加する場合

(1) 入札保証金（入札保証金の取扱は、本人が参加する場合と同様）

(2) 代理人の誓約書（本人の誓約書は、入札参加申込書に添付して提出してください。）

(3) 委任状（入札参加申込書に使用した実印で押印のこと）

(4) 代理人の印鑑（認印でも可、印鑑登録証明書の添付不要）

(5) 収入印紙（収入印紙の取扱いは、本人が参加する場合と同様）

(6) 筆記用具（黒又は青のボールペン又は万年筆）

※入札書は、入札当日に会場で配付します。「入札のご案内」に係る資料を忘れず御持参ください。

## 7 落札後の予定

令和 3 年 2 月 15 日 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条の許可提出期限

上記許可証提出後 5 日以内 売買契約締結

契約締結までに契約保証金（売買金額の 10%）納入

契約保証金の一部に入札保証金（入札日に納入済）を充当することも可

契約締結後原則 30 日以内 売買代金の残額の納入期日

売買代金が完納され次第、登記関係手続きを開始

※所有権移転登記のための登録免許税は買受人の負担となります。

## 8 問合せ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課公益林整備グループ 電話（089）912-2602

（参考）

### 【農地法第 5 条（農地以外の用途に転用する場合）の許可】

農地以外の用途に転用する目的で所有権を移転する場合、愛媛県知事の許可が必要です。

ただし、物件の立地基準及び転用する用途等により許可の適否の判断なされることから、必ずしも許可が得られるとは限りません。

※落札となっても農地法の許可が得られず契約が出来ない場合、入札が無効となり入札保証金を返還できませんので、ご留意ください。